

平成19年4月18日  
国土交通省

農林水産業・地域産業振興タスクフォース ヒアリング  
「町家や古民家を活用したネットワーク型ホテル構想の実現」

〔質 問〕

（旅行業法関連）

- ・ ネットワーク型ホテルの類似先行事例としては、京都において、民間事業者が複数の京町家を改修し宿泊させる事業を展開している。しかし、建築基準法等の規制により、ホテル・旅館業ではなく短期賃貸物件という形式を取らざるを得ず、旅行代理店なども商品価値を認めながらも商品として扱うことができない状況である。地域活性化、観光振興の観点から、これらを含めた政策的整合性に関する見解を示されたい。

（回答）

旅行業法では、法令に違反するサービスのあっせん等を禁止行為としているが、禁止行為に該当するか否かはそれぞれの関係法令に具体的に定められるところであり、京町屋の取扱いについても、旅行業法上の問題ではなく、旅行地において施行されている法令の規定によりその可否が決められるものである。